四　新規化学物質の名称
五　新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）
六　新規化学物質の物理化学的性状（外観、分子量、融点（摂氏）、沸点（摂氏）及びその他の事項）
七　新規化学物質の製造又は輸入の開始後三年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量
八　新規化学物質の用途
九　新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名
十　届出年月日及び事業者の職氏名

（労働者が新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認の申請等）

第三十四条の五　法第五十七条の四第一項第一号の確認の申請をしようとする者は、当該確認に基づき最初に新規化学物質を製造し、又は輸入する日の三十日前までに、電子情報処理組織を使用して、当該新規化学物質に関する次の各号に掲げる事項及び当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法の内容を記録した電磁的記録を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織による申請が著しく困難な場合は、様式第四号の四による申請書に、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出することをもつて代えることができる。

一　事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
二　常時使用する労働者の数及びそのうち新規化学物質を製造し、又は取り扱う労働者の数
三　新規化学物質の名称

（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）
（新設）

（労働者が新規化学物質にさらされるおそれがない旨の厚生労働大臣の確認の申請等）

第三十四条の五　法第五十七条の四第一項第一号の確認を受けようとする者は、当該確認に基づき最初に新規化学物質を製造し、又は輸入する日の三十日前までに様式第四号の四による申請書に、当該新規化学物質について予定されている製造又は取扱いの方法を記載した書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

四　新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明の場合は、その製法の概略）
五　新規化学物質の物理化学的性状（外観、分子量、融点（摂氏）、沸点（摂氏）及びその他の事項）
六　新規化学物質の製造量又は輸入量
七　新規化学物質の用途
八　新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名
九　申請年月日及び事業者の職氏名

第三十四条の六　前条の確認を受けた事業者は、同条の申請に係る事項に変更を生じたときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、電子情報処理組織による届出が著しく困難な場合は、文書で、厚生労働大臣に届け出ることをもつて代えることができる。

（新規化学物質の有害性がない旨の厚生労働大臣の確認の申請）

第三十四条の八　法第五十七条の四第一項第二号の確認の申請をしようとする者は、当該確認に基づき最初に新規化学物質を製造し、又は輸入する日の三十日前までに、電子情報処理組織を使用して、第三十四条の五各号に掲げる事項及び当該新規化学物質に関し既に得られている次条の有害性がない旨の知見等を示す内容を記録した電磁的記録を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、電子情報処理組織による申請が著しく困難な場合は、様式第四号の四による申請書に、当該新規化学物質に関し既に得られている次条の有害性がない旨の知見等を示す書面を添えて、厚生労働大臣に提出することをもつて代えることができる。

（少量新規化学物質の製造又は輸入に係る厚生労働大臣の確認の申請等）

第三十四条の十　令第十八条の四の確認の申請をしようとする者は、当該確認に基づき最初に新規化学物質を製造し、又は輸入す

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新規化学物質の有害性がない旨の厚生労働大臣の確認の申請）

第三十四条の八　法第五十七条の四第一項第二号の確認を受けようとする者は、当該確認に基づき最初に新規化学物質を製造し、又は輸入する日の三十日前までに様式第四号の四による申請書に、当該新規化学物質に関し既に得られている次条の有害性がない旨の知見等を示す書面を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（少量新規化学物質の製造又は輸入に係る厚生労働大臣の確認の申請等）

第三十四条の十　令第十八条の四の確認を受けようとする者は、当該確認に基づき最初に新規化学物質を製造し、又は輸入する日